

国立大学法人電気通信大学換金性の高い消耗品に関する取扱要項

平成29年 3月22日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学物品管理細則(以下「細則」という。)第5条第3号に定める消耗品(以下「消耗品」という。)のうち、換金性の高いもの(以下「換金性の高い消耗品」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「公的研究費」とは、運営費交付金対象事業費、奨学寄附金、共同研究、受託研究及び競争的資金等をいう。

2 この要項において「換金性の高い消耗品」とは、公的研究費で購入した次の各号に掲げる消耗品とする。

- (1) パソコン及びタブレット型コンピュータ
- (2) デジタルカメラ及びビデオカメラ
- (3) テレビ
- (4) 録画機器
- (5) その他物品管理責任者(細則第4条第1項に定める物品管理責任者をいう。以下同じ。)が必要と認めるもの

(台帳の整備)

第3条 物品管理責任者は、換金性の高い消耗品について、これを適切に管理するための台帳を備え、必要な事項を記載しなければならない。

(シールの貼付)

第4条 物品管理責任者は、換金性の高い消耗品を取得したときは、当該消耗品の使用者に所定のシールを送付するものとする。

2 使用者は、前項の送付を受けたときは、当該消耗品に所定のシールを貼付しなければならない。

(適用期限)

第5条 第3条及び第4条に規定する取扱いは、当該消耗品の耐用年数(国立大学法人電気通信大学資産管理規程第14条第4項に定める耐用年数をいう。)が経過した年度末までの間とする。

2 物品管理責任者は、前項に規定する期間が経過した換金性の高い消耗品について、台帳から管理情報を削除するものとする。

(処分等)

第6条 前条第1項に規定する期間中に換金性の高い消耗品を処分等する場合は、細則第13条及び第15条から第17条までの定めに従うものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。